

補部の継承 — 先行分析とその問題点 (I)

Inheritance of Complements — Previous Analyses and Their Problems (I)

森 田 順 也

Junya MORITA

1 はじめに

継承現象—派生語がその基体と同一の補部構造を持つ現象—は、形態論研究の重要なテーマの1つになっている。例えば(1a)における動詞 *state* は、直接目的語名詞句を取る典型的な他動詞であるが、この動詞に接頭辞や接尾辞が付加して形成される派生語は、直接目的語名詞句を取ることができるのだろうか。この場合は(1b)、(1c)に見るように、動詞 *state* の直接目的語名詞句は、対応する派生語 *overstate* 及び *statement* に継承される。

- (1) a. He stated the case.
b. He *overstated* the case.
c. his *statement* of the case

派生語の補部型 (e.g. [+ _ NP]) を基体の補部型から規則的に導き出せれば派生語に指定される情報がそれだけ少なくなるので、文法、とりわけ語彙部門をより簡潔に記述することが可能になる。本発表の目的は、補部の継承に関する3つの代表的な先行研究のポイントを例示し、その問題点を明らかにすることにある。2.1節では、動詞と派生名詞の相互関係に関する理論的研究の出発点として重要な論文である Chomsky (1970) を取り上

げ、文法理論全体における継承現象の位置づけを行う。2.2-2.4節では、Carlson and Roeper (1980), Randall (1982), Randall (1988) を順次取り上げ、各々のポイントを整理した後、各種の問題点を指摘する。

2 先行研究

2.1 Chomsky (1970)

Chomsky (1970) は、名詞化とりわけ派生名詞表現を分析し、語彙部門と統語部門のあるべき相互関係を論証している。以下、本論文の要点をまとめた後、その後の言語研究への影響力について述べる。

派生名詞構文と対応する動名詞構文には、3つの相違点がある。第1に、動名詞構文が完全に生産的なものに対して、派生名詞構文は生産性が制限される。(2)に見るように、動詞構文に対応する派生名詞構文が存在する一方で、(3)のように関連する派生名詞構文が不可の場合がある。これに対して、動名詞構文にはそのような制限はない (cf. John's being easy/difficult to please)。

- (2) a. John is eager to please.
b. John's eagerness to please

- (3) a. *John's easiness (difficulty) to please
 b. *John's certainty (likelihood) to win the prize

(Chomsky (1970: 188-189))

第2に、派生名詞と基体の意味関係の多様性が認められる。動名詞の意味は、「過程」(process)に一義的に決まるけれども、派生名詞は様々な意味を表すことができ、しかも意味範囲は偶然のものになりやすい。例えば、constructionは「建築」「建物」「建築業界」「作図」など多様な意味を表すが、prepossessionは「先入観を持つこと」または「先入観」を表し、その意味範囲は狭い。派生名詞の持つこのような意味の多様性と特異性は、語彙構造に典型的に見られるものである。第3の相違点は、動名詞表現と異なり、派生名詞表現が名詞句の内部構造を持っていることである。例えば "John's unmotivated criticism of the book" において、派生名詞 criticismの前に形容詞が用いられていること、目的語 the bookの前に ofが現れていること、及び相を表現できないことから、派生名詞の名詞的内部構造が示される。

このような派生名詞と動名詞の対比は、前者を語彙部門で扱い、後者を統語部門で扱うことによって自動的に説明される。第2、第3の対比は、動詞構造に基づき統語部門で動名詞表現を生成する一方で、派生名詞を語彙部門で形成し基底構造の終端節点に語彙挿入することの帰結として導かれる。第1の相違点については、語彙挿入は基底構造に対して行われるという一般的な仮説、及び基体と派生語の下位範疇化素性の同一性を仮定すると、次のように説明できる。例えば、eagerは文補部[+ __ to VP]を取るがeasyは取らないという情報はどのみち必要な情報であり、この種の下位範疇化情報は各語彙項目に指定さ

れる。従って、対応する派生名詞 eagernessは "John's __ to please" の文脈に語彙挿入されるが、easinessは不可ということになる。

一方で、派生名詞構文、動名詞構文、及び動詞構文の間には、基本的な文法関係を共有するという共通点がある。(4)の各文において the enemyは主語を表し、the cityは目的語を表している。このパラレルな文法関係は、X-bar理論を仮定すれば、それぞれ X"の Spec, X'の Compとして構造的に捉えることができる。

- (4) a. the enemy's destruction of the city
 b. the enemy's destroying the city
 c. The enemy destroyed the city.

ところで、(5)(6)のようなコントラストはどのように説明したらよいのだろうか。

- (5) a. We elected John (to be) president.
 b. *our election of John (to be) president
 (6) a. We consider John (to be) a fool.
 b. *our consideration of John (to be) a fool (Chomsky (1970: 201))

派生名詞表現の補部は縮小されうるといふこのような事実に対して、Chomsky (1970)では具体的な分析が示されていないけれども、これを語彙的余剰規則で捉えることが示唆されている (Chomsky (1970: 202))。これに関連する余剰規則の具体例として、以下のものが挙げられている (cf. Chomsky (1970: 214-215))。(7)で図示されているように、「[+ cause]の素性を持つ自動詞は他動詞にもなる」という余剰規則が存在する。さらに名詞化の際に、素性 [+ cause]は動名詞形に限られ、派生名詞形には含まれない。言い換えれば、動名詞形は基体から素性 [+ cause]を継承するが、派生名詞形は継承しない。

- (7) grow [+ cause]: [+ ___] Tomatoes grow.
 ↓
 [+ ___ NP] John grows tomatoes.

このため、動名詞表現(8a)の解釈は多義的であり、「トマトが生長すること」という自動詞の解釈に加えて「誰かがトマトを栽培すること」という他動詞の解釈が得られる。一方、派生名詞表現(8b)の解釈は、前者の解釈のみに一義的に決まる。

- (8) a. the growing of tomatoes
 b. the growth of tomatoes
 (Chomsky (1970: 214))

以上の考察から伺えるように、Chomsky (1970) の研究は、名詞化、統語的原理、及び語彙部門と統語部門の関係に関するその後の理論の進展に、多大な影響を与えている。名詞化に関してはその後数多くの研究がなされており、X-bar 理論の本質は現在の理論にも受け継がれている。また、派生名詞表現を語彙部門で扱うという Chomsky の提案は、派生形態論全体の権限を語彙部門に移し、語彙部門と統語部門の相互作用の仕方を厳しく規制する「語彙的仮説」に導くことでモジュラーアプローチを一層堅固なものにした。現在モジュラー理論の枠組みで、派生形態論のどの種の過程がどのレベルで行われるべきかについて活発な議論がなされ、モジュールの再編及びモジュール間の相互作用の精緻化が進められている。

さらに、派生名詞と基体の補部の関係に着目し、その規則性を語彙的余剰規則で捉えようとしている点に注目したい。問題の規則性の解明というテーマが Chomsky によって提起された後、Carlson and Roeper (1980) をはじめとする多くの研究がこの作業を担ってきた。以下、主要な研究を概観しながら、各研究がこの課題に対してどのように取り組んできたか考察する。

2.2. Carlson and Roeper (1980)

Chomsky (1970) の問題提起を受けて、複雑語の補部がどのような場合にどの程度縮小されるのかに関する、幾つかの重要な制約が提案されてきた。最初に、その先駆的な研究である Carlson and Roeper (1980) (以下、C & R (1980)) を取り上げる。C & R (1980) は、複雑動詞に見られる継承を主に考察し、関連する制約を提案している。その骨子は以下のようにまとめることができよう。

各種の補部パターンを取る動詞に接頭辞を付加して派生語動詞を作る時、基体動詞の補部型の受け継ぎに関して(9)のような制限が見られる。

- (9) a. Bob retold *a story*.
 b. *Bob reanswered *that Bill was here*. (sentential complement)
 c. *He rethrew *out* the ball.
 (particle)
 d. *John reput the ball *in the cupboard*. (PP complement)
 e. *Bob retold Eddie *to leave*.
 (infinitival complement)
 f. ?John reread *Bill* a book./ *John overthrew *Bill* second base.
 (indirect object)
 g. *I disbelieve him *a fool*.
 (object complement)

(9)の事実は、動詞に接頭辞が付加する時、派生される動詞は補部として名詞句形の直接目的語のみを取れることを示している。

複雑動詞を生み出す他の種類の操作についても同様である。即ち、接尾辞付加 (cf. (10)), 複合 ((11)), 不変化詞付加 ((12)) による複雑動詞形成によって、名詞句直接目

的語のみ受け継ぎが可能である。

(10) to glamorize violence/*to glamorize Bob *to be a rock star*

(11) to badmouth John/*to badmouth *that John was a fool*¹⁾

(12) She asked Bill out./*She asked *what else he likes* out.

そこで次のような一般的な制約を仮定することができる。

(13) Case Complement Restriction (CCR)
複雑動詞の補部は、その動詞から格が与えられるものに限られる。

(C & R (1980: 139))

動詞から格を直接付与されるものは名詞句直接目的語に限られるので、複雑動詞が名詞句直接目的語のみを継承するという上記の事実は、CCRの帰結として導かれる。²⁾

次の例は、一見するとCCRの反例に思える。

(14) John resent the package *to Cuba*.
(与格前置詞句) (C & R (1980: 143))

(15) John relocated the dog *in the kennel*. (下位範疇化場所句)
(C & R (1980: 142))

(16) Joe and Flo renamed their son *Moe*. (「名づけ」動詞の第2補部)
(C & R (1980: 151))

まず do so テストによって、問題の種類要素は、動詞を下位範疇化する要素、即ち補部であることが分かる。³⁾

(17) John wrote a letter to the newspaper office and

(i) I did so, too.

(ii) ?I did so to the publishing company.

(18) Bill put a book on the desk and

(i) I did so, too.

(ii) *I did so on the table.

そうなると、上記(14)-(16)のイタリック体

で示された各々の補部は、CCRに反して、動詞から格を直接付与されないにもかかわらず複雑動詞構文中に現れていることになってしまう。

そこで補部 (complement) と項 (argument) を区別して、後者のみに関与させるようにCCRを修正する措置を講ずる。項の診断テストとしては、前提 (presupposition) の領域に関するものがある。前提領域の違いは、次の例文(19)(20)の対比によって例示される。

(19) Bob re-signed *a card*.

(C & R (1980: 143))

(20) Bob re-signed a card *with a felt-tipped pen*. (C & R (1980: 145))

(19)の意味は「Bobが同じカードに2回サインした」であり、「Bobが違うカードに違った時にサインした」の意味はない。一方(20)に対しては、「以前もフェルトペンでサインした」に加えて「以前はボールペンでサインした」という解釈も可能になる。ここで「接頭辞の意味領域内にあるものを項とする」という基準を立てれば、(21)で図示されているように、直接目的語 a card は項であるが、道具を表す前置詞句 with a felt-tipped pen は項ではないと言える。

(21) Bob re-signed a card *with a felt-tipped pen*.

同様に、(22)は「以前も荷物をキューバに送った」の他に「以前は荷物を他の場所に送った」を表しうるので、与格前置詞句 to Cuba は項ではない。

(22) John re-sent the package *to Cuba*.

与格前置詞句と同様なことが、下位範疇化場所句 ((23)) 及び「名づけ」動詞の第2補部 ((24)) についても成り立つ。

(23) John re-[located the dog] in the
kennel.

(24) Joe and Flo re-[named their son]
Moe.

以上の事実をまとめると、(14)-(16)の表現は補部であるけれども項ではなく意味的には修飾語句ということになる。そこで(13)に提示されているCCRを、(25)のように修正する。

(25) Case Complement Restriction (CCR)
(revised)

複雑動詞の項は、その動詞から格が与えられるものに限られる。

(C & R (1980: 148))

問題の表現は項ではないので修正されたCCRに参与しない。従って、関連した文はCCRに違反せずに正しく生成される。

(26)-(28)に見るように、派生動詞と異なり派生名詞や派生形容詞の下位範疇化制限は緩い。即ち、派生名詞や派生形容詞はかなり自由に下位範疇化要素を継承できる。但し、その継承は不規則なものであり予測不可能である。

(26) the plan for Bill to raid the icebox
(C & R (1980: 154))

(27) Bob's promise to Bill that he would
be here soon (C & R (1980: 154))

(28) He was unhappy that John might
not come. (C & R (1980: 126))

このことは、名詞及び形容詞は格を与えないので複雑名詞や複雑形容詞にはCCR類の制限は関係しない、と考えれば説明がつく。複雑名詞・形容詞の形式及びその下位範疇化素性は予測不可能なため、辞書にリストされることになる。

その他の反例の候補として、以下のものが挙げられる。各例文中のイタリック体の表現

は、re-の作用域内にある点で項である。

(29) I rehammered the pan flat.
(C & R (1980: 140))

(30) a. The people re-elected him mayor.
(C & R (1980: 152))

b. The coach redesignated Henry
team captain.(C & R (1980: 152))

(31) Bill restated that the king is dead.
(C & R (1980: 126))

(29)のタイプの使役構文は、基底文 "I rehammered the pan" に形容詞 flat を加える生産的な使役化規則によって生み出されるものなので、CCRの反例にはならない。このことは、"make NP Adj" 形の「リスト使役形」に re-は付加しない (*we remade her beautiful) という事実によって確かめられる。一方、(30)のような目的語の補部に相当する名詞句が受け継がれている場合には、その継承が「選ぶ・任命する」を意味する動詞一般に当てはまるわけではないので (*they renominated him president (C & R (1980: 152))), 数少ない例外とみなす。複雑動詞に that 節が受け継がれている(31)についても同様である (cf. (9b) *Bill reanswered that Bill was here)。

以上がC & R (1980)の要点であるが、当研究に対する問題点を2点指摘したい。第1にC & R (1980)にとって重要な補部と項を区別する基準が、うまく機能しないのではないかという問題点がある。例えば(32)の例は、前述のように、「以前に荷物をキューバに送った」という解釈も可能である。

(32) (= (14)) John resent the package
to Cuba.

この解釈の下では、「接頭辞の意味が及ぶ範囲のものを項とする」という項の基準に従うと与格前置詞句 to Cuba は項ということになるので、(32)類の例は、修正されたCCR

に対しても反例になってしまうと思われる。さらに、re-以外の動詞形成接頭辞，例えば mis-接頭辞の付加の場合に問題の基準が当てはまるかどうか疑わしい。(33)における複雑動詞 misplace や misstate は、「以前にある場所に置いた」あるいは「以前にある事を述べた」という前提に関与しないように思われる。

- (33) a. Bill misplaced his hat on the sofa. C & R (1980: 148))
 b. Mary misstated her position to the ambassador.
 (C & R (1980: 143))

従って、C & R (1980) が挙げた項の基準は、仮に成り立つとしても極めて適用範囲の狭いものになってしまう。

第2の問題点は、継承の事実に関することである。CCRによって誤って排除されてしまう補部型が存在し、しかも単なる例外とみなせないほど数が多い。この点に関する問題点は、Randall (1982: 55-57) によって指摘されている。(34)-(36)が関連する例である。

- (34) a. resaddle Mary with all the messy chores
 (Randall (1982: 55))
 b. reinterpret John in Shakespeare
 (Randall (1982: 56))
 (35) a. readvise John to leave
 (Randall (1982: 55))
 b. rewarn John to watch out for the CIA agents
 (Randall (1982: 56))
 (36) a. redecide to marry John
 (Randall (1982: 55))
 b. reconsent to run for office
 (Randall (1982: 56))

(34)は、動詞が NP と PP の複数項を取る例であり、この中で PP 項が義務的なのが(34a)、

任意的なのが(34b)である。問題の PP 項は、項の基準である「前提テスト」に合格する。というのは、(34a)の表現を「メアリーに嫌なにおいのするすべての仕事を負わせた後で (saddle Mary with all the *smelly* chores), 汚れた仕事をメアリーに再び負わせる (resaddle Mary with all the *messy* chores)」と解釈するのは不可能なので、前置詞句 "with all the messy chores" は接頭辞 re-の領域内にあると判定されるからである。(34b)についても同様なことが言える。動詞が NP と S の2つの項を取る(35)の例、及び動詞が S 項を取る(36)の例についても同様な議論が成り立つ。関連する NP に加えて節も re-の領域内にあるので、関連する節は項であることが証明される。しかしながら上記の例は CCR によって排除されてしまうため、CCR が成り立つためには、問題の PP 及び S は項ではなく補部でなくてはならない。しかも、上記の種類例は広範囲に渡るので CCR に対する単なる例外として済ますわけにはいかない。そこで、問題の表現を項と認めた上で CCR を大幅に修正する、あるいは項の定義・基準そのものを大幅に見直すことを余儀なくされることになるが、いずれにしてもこれを実行することは容易ではないであろう。

2.3. Randall (1982)

Randall (1982) は、派生名詞を含む派生語一般にまで対象範囲を広げてその継承現象を論じ、関連する原理を提案している。以下、その概要をまとめた後、幾つかの問題点を指摘する。

補部の継承には、接辞付加に伴う基体の範疇及び意味の変化が深く関与している。基体の範疇及び意味の両方を変える接辞付加を R 2 とし、どちらか一方のみを変えるか両方を

変えない接辞付加を R1 とすると、主要な接辞は(37)のように分類できる。左上の欄にある接辞が R2 に属し、その他の欄にある接辞はすべて R1 に属する。

(37) CATEGORY CHANGE

	+	-										
MEANING CHANGE	+	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[-ing]_A [-ion]_N</td> <td style="width: 50%;">[re-]</td> </tr> <tr> <td>[-er]_N [-ment]_N</td> <td>[un-]</td> </tr> <tr> <td>[-able]_A [-y]_N</td> <td>[counter-]</td> </tr> <tr> <td>[-al]_N [-ed]_A</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[-en]_A</td> </tr> </table>	[-ing] _A [-ion] _N	[re-]	[-er] _N [-ment] _N	[un-]	[-able] _A [-y] _N	[counter-]	[-al] _N [-ed] _A			[-en] _A
	[-ing] _A [-ion] _N	[re-]										
[-er] _N [-ment] _N	[un-]											
[-able] _A [-y] _N	[counter-]											
[-al] _N [-ed] _A												
	[-en] _A											
-	[-ing] _N	inflectional affixes										

(Randall (1982: 68))

そこで(38)のような「継承原理」を仮定する。

(38) Inheritance Principle

- (i) 基体の範疇と意味の両方を変える接辞付加(R2)が行われる時、その派生語は基体の無標の下位範疇化要素—NP または ϕ —のみを継承する。⁴⁾
- (ii) その他の接辞付加(R1)の場合は、派生語は基体のすべての下位範疇化要素を継承する。

(Randall (1982: 70))

この原理は、いかなる特定の語彙内容も継承現象の要因にならない、と主張している点に注意されたい。例を見てみよう。

(39) a. driver of big rigs

(Randall (1982: 39))

b. the adjustment of the main spring (Randall (1982: 42))

c. the collection of garbage (Randall (1982: 40))

d. *The box is placeable on its side.

(Randall (1982: 43))

e. *the placement of students in jobs (Randall (1982: 40))

f. *the encouragement of the rabble to disturb public order⁵⁾

(40) a. the putting of men on the moon (Randall (1982: 41))

b. ?the compelling of a suspect to tell the truth

(39)に例示されている接尾辞はすべて範疇と意味を変えるものである(R2), その派生語は継承原理に従って名詞句直接目的語のみを継承できる。一方(40)に見る接尾辞-ingは基体の意味変化を引き起こさない(R1)に属し、継承原理により基体のすべての補部が継承されうる。

(41)の例は接頭辞 re-の継承事実を表したものである。接頭辞 re-は基体の範疇を変えないので R1 に属し、継承原理が予測する通り基体のすべての補部が継承されうる。

(41) a. redistinguish herself from the crowd [+ __ NP PP]

b. reallude to the scandal [+ __ PP]

c. redecide to marry John [+ __ to VP]

d. reinvite Mary to stay [+ __ NP to VP]

(Randall (1982: 84))

(42)の例は、一見したところ継承原理に反する。re-派生語が that 節を取れないからである。

(42) a. *James *rethought* that papayas grow on trees.

b. *Fenimore *reboasted* that his grandfather was a Nobel laureate. (Randall (1982: 53))

しかしながら(42)の例は、継承原理と異なる

意味的制約によって排除される。re-の基本義は、「基体動詞によって表される行為の結果が不完全な状態にあるので再びその行為を行う」ということである。従って、「re-が付く動詞は行為の結果の状態を含意しなければならない」という、re-付加の意味的制約がある (cf. Randall (1982: 87-88))。例文(42)の基体動詞 (think/boast) は結果を伴わない過程を表しているので、(42)の各文はこの制約に違反することになる。(42)の例は、次の(43)の例と対比される。基体動詞 conclude 及び decide の that 節は下された結論・決定の結果を表すので、例文(43)は re-の意味制限に違反しない。

- (43) a. The teacher *reconcluded* that John's paper was plagiarized.
 b. Hermione *redecided* that she would go ahead with her campaign. (Randall (1982: 53))

次の(44)に見るように、同じ基体動詞でも、結果を含意するか ((44a)) 含意しないか ((44b)) によって re-付加の可否が決まることは、上記の re-の意味制約の証拠となる。

- (44) a. Basil *rewandered* into the kitchen.
 b. *Basil *rewandered* around the kitchen. (Randall (1982: 90))

まとめると、(42)類の例が不適格なのは継承原理に起因するのではなく、re-の意味と基体動詞の意味内容が矛盾するからである。

提案された継承原理は、言語獲得中の子供に対する実験によって証拠を与えられる。具体的には、言語獲得中の子供は、早い段階では基体のすべての補部を継承するという過剰一般化を行うが、複雑語の範疇及び意味に敏感になった後に過剰一般化をやめることが示される。

以上が Randall (1982) の要点であるが、

この研究にも幾つかの問題点がある。第1に、C & R (1980) とは逆に、R1 派生語が補部を取らないケースがあるのはなぜかを説明しなければならない。例えば re-付加に関して、C & R (1980) が基体の名詞句直接目的語のみが継承されると予測するのに対して、Randall (1982) はすべての補部が継承されると予測する。従って、前者が名詞句直接目的語以外の補部が受け継がれている事例を排除しなければならないのに対して、後者は特定の補部が継承されない事実を説明しなければならない。

説明方法として Randall (1982) が挙げているものは、前述のように、意味制約によるものである。復習すると、上記(42)において re-派生語が補部 (that 節) を取れないのは、「re-が付く動詞は行為の結果の状態を含意しなければならない」という意味制約のためである。しかしながら、次の例の不適格性はこの意味制約によって説明できないように思われる。

- (45) a. *reput the mat by the door
 b. ?rehand the scalpel to the doctor
 c. ?restand the broom against the wall (Randall (1982: 24))

この場合、re-が付加する動詞は明らかに行為の結果を表しているので、(45)の表現は意味制約違反としては排除できない。(45)の例は Randall 自身が挙げているものであるが、この種の例が Randall の枠組みでどのように排除されるのか分からない。

次に、提案されている継承原理の内容に係わる問題点もある。Randall (1982: 42) は、-ion や -ment などの名詞形成接辞は行為の結果に言及するので、意味を変化させるタイプの接尾辞であると述べている。しかしながら Grimshaw (1990) が行っているように、この種の接尾辞を「過程名詞」と「結果名詞」

に区分した上で、各々の継承現象を考える必要があろう。過程名詞形成接尾辞としての -ion や -ment は、動名詞の -ing と意味的に等価なので、意味変化を引き起こさない接辞と分類できる。そうなると、動名詞表現とその他の過程名詞表現の補部に関する継承度の違いを、どう説明するかという課題が残される。

2.4. Randall (1988)

投射原理 (Projection Principle) を仮定すると、項構造を変える操作はすべて語彙的操作になる。Randall (1988)では、語彙規則が項構造に与える影響を解明することを目的として、派生による項の継承を考察し、継承効果を支配する原理を提案している。⁶⁾ 以下がその論点である。

形態規則が inputs の範疇及び項構造に影響を与えることはよく知られている。項構造の影

響にまつわる制約として、一様性の原理 (Uniformity Principle) が挙げられる (cf. Chomsky (1981))。

(46) Uniformity Principle

Each morphological process either
 (i) transmits θ -role uniformly,
 (ii) blocks θ -role uniformly, or
 (iii) assigns a new θ -role uniformly. (Randall (1988: 141))

この原理は、それぞれの形態規則が基体の項構造に一様な影響を与えることを保証するものである。従って、例えば基体の θ 役割を伝道する過程名詞形成の -ing と、基体の θ 役割を阻止する結果名詞形成の -ing は、別個の規則とみなされる。項の継承現象に論点を絞るため、(46)の(iii)についてはここでは考慮外とする。⁷⁾ そうなると、inputs の範疇及び項構造に与える影響に基づいて、形態規則は次の4つに分類される。

(47)	+ Changes category	- Changes category
+ Blocks θ -role	-able _A , -ing _A , -eN _A , -er _N , result -ing _N , -t/th _N , -ion _N , -al _N , -y _N , -ment _N , -ance _N	Ergatives
- Blocks θ -role	Process -ing _N	Inflectional rule

(Randall (1988: 140))

このうち基体の θ 役割を阻止しない規則 (表(47)の下段) は、基体の θ 役割を自由に継承させるわけだから、継承の制約を構築する際には特に議論する必要はない。従って、 θ 役割を阻止しうるクラスの規則 (表(47)の上段) が継承原理の実質上の対象となる。

次に、 θ 役割を変えうるタイプの規則が、どのようにしてどの程度 θ 役割を阻止するかを考える。まず θ 役割は、(48)のように組織化されていると仮定する。

(48) θ -hierarchy: Theme

Agent
 Instrument, Source,
 Goal, Path, Location,
 ... (Randall (1988: 138))

この θ 階層に基づく (49) の継承原理が存在し、これによって (50)-(53) の諸例の文法性が説明される。

(49) Inheritance Principle

ある θ 役割の付与を阻止する範疇を変

える操作は、階層上それよりも低いすべての θ 役割の付与を阻止する。

(Randall (1988: 139))

- (50) a. The cooking (**of Indian food*) was starchy. (Randall (1988: 137))
 b. The cooking (**of Indian food*) (**with special techniques*) (**in authentic ovens*) was starchy.

(Randall (1988: 138))

- (51) a. the flyer of the kite (**by experts*) (Randall (1988: 136))
 b. the flyer of the plane (**into the wind*/**to Paris*/**by computer*/...) (Randall (1988: 137))
 c. This mechanic is an ace remover of nuts (**from sticky bolts*). (Randall (1988: 135))

- d. *America is a putter of men *on the moon*. (Randall (1988: 134))

- (52) a. The kite is flyable (**by experts*). (Randall (1988: 136))

- b. The plane is flyable (**into the wind*/**to Paris*/**by computer*/...) (Randall (1988: 137))

(Randall (1988: 137))

- c. These nuts are not removable (**from their bolts*).

(Randall (1988: 135))

- d. *Men are puttable *on the moon*.

(Randall (1988: 135))

- (53) a. the flying of kites *by experts* (Randall (1988: 136))

- b. the flying of planes (*into the wind*) (*from London*) (*to Paris*) (*by pilots with death wishes*)... (Randall (1988: 137))

(Randall (1988: 137))

- c. the removing of nuts (*from sticky bolts*)

(Randall (1988: 135))

- d. the putting of men *on the moon* (Randall (1988: 135))

(50a)に見るように、基体動詞 cook の持つ Theme は結果名詞としての-ing 名詞に受け継がれない。従って継承原理(49)により、-ing 結果名詞は Theme より階層上低い Instrument 及び Location の意味役割を取ることができない。(50b)のイタリック体の表現が排除されるのはこのためである。次に(51a)より、-er 派生名詞には Agent が付与されないことが分かる。従って継承原理から、(51b-d)のイタリック体の間接項 "into the wind" "to Paris" "by computer" "from sticky bolts" "on the moon"に、それぞれ Path, Goal, Instrument, Source, Location の意味役割が付与されない。それ故、-er 派生名詞 flier は各々の間接項を取ることができない。-er 派生語と同資格の-able 派生語についても、同様なことが言える (cf. (52))。対照的に、過程名詞を形成する-ing 付加規則は基体の θ 役割の付与を阻止しないので、(53)に例示されているように、各種の項は自由に受け継がれる。

尚、能格動詞 (ergative verb) の自動詞と他動詞の交替も、 θ 役割の変化を引き起こしうる。(54)から分かるように、この場合は上記の θ 階層に基づいた継承には従わない。提案された継承原理の中に「範疇を変える操作」という条件を盛り込むことによって、能格動詞の交替を実質上原理の対象外としているのはこのためである。

- (54) a. The Renault drove slowly down the road (**by Mary*).

- b. The Renault drove (*from Vancouver*) (*to Boston*) (*in third gear*). (Randall (1988: 139))

以上述べたように、派生語形成に伴う項の受け継ぎは組織的に制約される。即ち、一様

性の原理に従って一律に θ 役割を阻止する派生語形成操作があり、この種の操作は θ 階層と継承原理によって規則的に制約される。

以上がRandall (1988)の論点であるが、下位範疇化を用いた継承原理を提案するRandall (1982)に対して、当研究は「動作主」「道具」といった意味役割を用いて継承原理を提案している。これにより、主語や付加詞の一部にまで継承原理の適用範囲を広げたことになる。一方で、Randall (1982)が基体の補部を阻止する操作は名詞句直接目的語のみを継承するといった強い主張をするのに対して、Randall (1988)では θ 階層でより下位の θ 役割は継承されにくいといったより緩やかな制約が提示されている。Randall (1988)の問題点としては、次の4点が挙げられる。第1にRandall自身も認めているように(Randall (1988: 140; note)), θ 役割を阻止しうる接辞のクラスを、独立した特性から引き出すことなしに単に規定してしまっている。 θ 役割の阻止は接辞付加が引き出す意味変化と関係するかもしれないと、注で述べるに留めている。また、Randall (1982)では広範に取り扱われている接頭辞付加への言及がなされていない点も問題である。例えばre-付加は θ 役割を変えうる操作に属するののか、もしそうなら提案された継承原理に従うのかどうかを示されていない。

第3の問題点は、原理の適用範囲が事実上著しく狭くなってしまうことである。例えば過程名詞形成接辞としての-(a)(t)ion, -ment, -alなどの接辞は、かなり自由に基体の項を継承できる(cf. Grimshaw (1990))。 (55)では、「動作主」「道具」「起点」「着点」「場所」の項が派生名詞に受け継がれている。⁸⁾

- (55) a. the assassination of Prime Minister Yitzhak Radin by a Jewish

extremist (*Newsweek*, March 18, 1996, p. 37)

- b. the continuation of the gulf war by other means (*Newsweek*, October 7, 1991, p. 23)
- c. the transformation of national government from an instrument of defense into mainly a social agency (*Newsweek*, December 11, 1995, p. 36)
- d. the placement of the school in the natural or man-made environment (BNC: BLY)

過程を表す派生名詞は「主題役割」及び「動作主役割」をかなり自由に継承するので、過程名詞形成接辞は原理の対象から事実上はずれる。また、結果名詞は一般に項を取れないと言えは済むので、関連する接辞も原理の対象外となる。こうして他の接辞も検討していくと、原理に関連する接辞が徐々に取り除かれてしまう結果になるであろう。最後に、原理に対する反例が数多く見出されるという問題点がある。例えば原理によれば-er派生語は起点や着点の項を受け継がないはずなのに、実際は(56)のように受け継ぎが可能である。また(57)に見るように、-able派生語についても同様である。

- (56) a. an importer of club components from Taiwan (*Time*, July 21, 2003, p. 32)

- b. official supplier of typewriters to the Summer Games (*Time*, June 11, 1984, p. 23)

- (57) a. ... whose incorruption and unselfish motives were detachable from the scandalous greed ... (BNC: ADD)

- b. It must be affordable to those

who are responsible for ...

(BNC: CED)

- c. The condition ... is treatable
with antibiotics. (BNC: A17)

従って、このままでは問題の原理は妥当性を欠くと言わざるをえない。

3 結び

Chomsky (1970) が契機となって、その後多くの研究が派生語の補部と基体の補部の対応関係の解明に取り組んできた。本稿では3つの先行研究に絞って、そのような対応関係を説明するためにどのような原理が提案されてきたか、そして各原理にはどのような問題点があるかについて議論した。3つの先行研究は、独立した形態的継承原理を提案している点で共通しているが、両者の間には、C & R (1980) の原理が基本的補部のみを継承させるのに対して Randall (1982)(1988) のものは接辞の性質に基づいて継承の度合を変える、という違いがある。各提案とも明確かつ簡潔に定式化されている点は評価されるけれども、各種の理論的・経験的問題点があることが判明した。

注

* 本稿は、筆者に交付された平成20年度金城学院大学父母会特別研究助成費により援助を受けた研究の成果を含んでいる。

- 1) 動詞 badmouth は bad と mouth の結合による動詞複合化ではなく、名詞複合語 badmouth から転換によって生み出されたものであろう。従って例としては不適切であるが、他に適当な例が C & R (1980) に挙げられていない。
- 2) 複雑動詞の補部の継承については、接頭辞付加動詞が主要な対象になる。その理由は、(i) 動詞に付加して動詞を形成する接尾辞は英語で存在しないので動詞形成接尾辞の基体は補部を取れないこと、(ii) 複合語動詞は英語では生産的

はないこと (cf. Marchand (1969: 100-101)), 及び(iii)動詞と不変化詞の結合を語彙的動詞とみなすことについては問題点が多いこと (cf. Jackendoff (2002: 81-91)), の3点である。

- 3) (17)(18)の例は筆者が提供したものである。
- 4) 原文中に1箇所、重大なタイプミスがある。即ち, "changed" (変える) であるべきところを "unchanged" (変えない) になっている。
- 5) (39f)(40b)の例は筆者が提供したものである。
- 6) 同趣旨の提案は, Randall (1984) でもなされている。
- 7) 新しい θ 役割を付与する規則の例としては, out-接頭辞付加が挙げられる (cf. Mary can sing/Susan can outsing Mary (Randall (1988: 143)))。
- 8) Randall (1988: 136) は, 「-ion, -ment, -y, -al の幾つかの派生名詞はわずかに容認可能であるが, 重要なことはそれらに対応する-ing 形過程名詞より実質的に悪いということである。」と述べているが, これらの派生名詞形 (-y 形を除く) が各種の項をかなり自由に継承できることは明らかである。

参考文献

- Carlson, Greg and Thomas Roeper (1980) "Morphology and Subcategorization: Case and the Unmarked Complex Verb," *Lexical Grammar*, ed. by Teun Hoekstra, Harry van der Hulst and Michael Moortgat, 123-164, Foris, Dordrecht.
- Chomsky, Noam (1970) "Remarks on Nominalization," *Readings in English Transformational Grammar*, ed. by Roderick A. Jacobs and Peter S. Rosenbaum, 184-221, Ginn, Waltham, MA.
- Chomsky, Noam (1981) *Lectures on Government and Binding*, Foris, Dordrecht.
- Grimshaw, Jane (1990) *Argument Structure*, MIT Press, Cambridge, MA.
- Jackendoff, Ray (2002) "English Particle Constructions, the Lexicon, and the Autonomy of Syntax," *Verb-Particle Explorations*, ed. by Dehé Nicole, Ray Jackendoff, Andrew McIntyry, and Silke Urban, 67-94, Mouton de Gruyter, Berlin.

- Marchand, Hans (1969) *The Categories and Types of Present-Day English Word-Formation*, C.H. Beck, München.
- Randall, Janet H. (1982) *Morphological Structure and Language Acquisition*, Doctoral dissertation, University of Massachusetts, Amherst.
- Randall, Janet H. (1984) "Morphological Complementation," *MIT Working Papers in Linguistics* 7, 70-85.
- Randall, Janet H. (1988) "Inheritance," *Syntax and Semantics 21: Thematic Relations*, ed. by Wendy Wilkins, 129-146, Academic Press, New York.